

山梨県公報

号外第十八号

平成二十五年

三月二十八日

木 曜 日

目 次

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………一

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第三十二号)(障害福祉課)

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、次の条例について、関係省令を引用する規定を整理することとした。
 - (一) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
 - (二) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
 - (三) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
 - (四) 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準等を定める条例
 - (五) 山梨県障害者支援施設に関する基準等を定める条例
- 2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

条 例

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十二号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第五十一条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第四条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十四条第三項第三号イ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附則第二条中「基準省令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下、「基準省令」という。）に改める。

（山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第四条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）」に、「第六十九条」を「及び第六十九条」に改める。

（山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第二条中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第十二号及び第十三号」に改める。

別表政令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同表政令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び政令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二

号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表政令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物、政令第七条第九号に掲げる器具及び政令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第七号」を「同条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第十二号及び第十三号」に改め、同表備考第六号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第十二号及び第十三号」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。